

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年11月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年11月7日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

浦川 秀一

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

- 日程第1 [議案第102号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
日程第2 [議案第103号] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件
日程第3 [議案第104号] 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第4 [議案第105号] 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件
日程第5 [議案第106号] 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書提出報告の件
日程第6 [議案第107号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
日程第7 [議案第108号] 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、林 秀一委員と久門 廣美委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひ致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第102号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第102号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。
今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字下田原130-1ほか4筆は飯盛霊園の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側から2段目の右側のとおりです。
今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理致しました。
事務局からの説明は、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
議長 全委員 その他なにかご意見ご質問はありませんか。
議長 なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第103号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第103号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、譲受人が同一のため、番号1・2併せて、ご説明いたします。
この法律は、農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、市が貸し手と借り手の間に入り、農地利用計画を作成することで権利を移動させます。
番号1、2の場所については、位置図No2をご覧ください。
大字下田原1186-6, 1330はJA大阪東部田原支店の北側付近でございます。
現況は、現地写真の3段目の左側から右側のとおりです。
今回は所有権の移転となります。
11月2日(火)午前9時30分から地区農業委員の東山委員、丸石委員と、現地調査を行いました。
事務局からは、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問

全委員
議長

問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第104号

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第104号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。
岡山4-660は忍陵神社の北東側付近です。
現況は、現地写真1ページ目の4段目の左側のとおりで、転用目的は住宅建築となっております。今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の林委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

全委員
議長

日程第4 議案第105号

相続税納税猶予に関する適格者証明願の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第105号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出するものであり、水稻や畑として耕作されているかを確認し、証明するものでございます。
番号1の場所については、位置図No4・5・6をご覧ください。
大字下田原292, 293, 1127-1は下田原集会所の北側付近、1012、1047-2、1292は下田原集会所の南側付近で、現況は現地写真の1ページ目の4段目の右側から2ページ目の2段目の右側のとおりで、水稻、野菜または果樹として耕作されていることが確認できております。
11月1日(火)午前9時30分から地区農業委員の東山委員、丸石委員と現地調査を行いました。その際、大字下田原1047-2は雑草が繁茂していたので申請者へ草刈りなど農地の適正な管理の指導し、本日、1047-2に

については今後、農地としての継続的な利用が難しいため申請を取り下げる旨連絡がありました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第5 議案第106号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書提出報告の件

議長 議案第106号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。
砂3-692-2は、交野支援学校の北側付近でございます。
現況は、現地写真2ページ目の3段目の左側のとおりで耕作されていることが確認できました。
現地確認した内容を門真税務署に報告いたしました。
事務局からは、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第6 議案第107号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第107号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No8をご覧ください。
大字清瀧45は忍ヶ丘ゴルフセンターの南側付近でございます。
現況は、現地写真2ページ目の3段目の右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第108号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

市民生活部参事

この法律は自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興と健全な発展を計画的に推進することを目的とし、この計画書では、令和4年2月24日付で大阪府が大字上田原および下田原の一部区域に農業振興地域を指定した区域に対して農業振興に係る計画や農用地の指定をするものです。
計画書に関する詳細については、市民生活部の参事より説明いただきます。

議長

計画書朗読。この地域では、ほ場整備事業の実施を計画しており、事業の実施には、農用地区域の指定を受けている必要があるため、農用地利用計画については、地番ごとに農用地区域を指定することとしております。今回、本計画では、地元との調整を終え、事業に参加する農地の地番を付して策定することとし、現在調整中の農地は来年度以降、調整を経て必要に応じ再度計画を変更して農用地区域に追加する予定です。

土井委員

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

市民生活部参事
林委員
市民生活部参事

附図の中に農地の集団がある地域でも指定が抜けている部分も見受けられるが、これは何か
農地の所有者との調整中の区域になります。
他にも細かい空白があるがこれはなにか
これは、地目が農地ではない部分で、山林や雑種地の地目になっている。この部分に対する農用地区域の指定についても並行して協議を進めております。

議長
全委員
議長

他になにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については意見なしで委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記